

**検索エンジンの検索結果と検索事業者の責任**

- 【文献種別】 決定／最高裁判所第三小法廷  
【裁判年月日】 平成29年1月31日  
【事件番号】 平成28年（許）第45号  
【事件名】 投稿記事削除仮処分決定認可決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件  
【裁判結果】 抗告棄却  
【参照法令】 民法710条・723条・憲法13条・21条1項  
【掲載誌】 裁時1669号1頁、判時2328号10頁、判タ1434号48頁

LEX/DB 文献番号 25448434

**事実の概要**

X（本件抗告人）は、平成23年7月、児童に対し買春をしたとして、同年12月罰金50万円の略式命令を受け、即時罰金を納付した者である。Y（本件相手方）は、インターネット検索エンジン「Y」を管理運営している。検索エンジン「Y」では、利用者が任意の文字列を入力することにより、文字列と高い関連性のあるウェブサイトの表題、URL、スニペットと呼ばれるウェブサイトの内容の抜粋が検索結果として表示される。

申立時（平成27年1月29日）、「Y」検索エンジンにおいて、Xの氏名と居住する県名を条件に検索すると、49件の検索結果（以下、本件検索結果）が表示された。本件検索結果の表題やスニペットには、Xの逮捕に関する情報があつた。

Xは、申立時の段階では事件から3年半が経過していること（本件抗告時では5年半）、Xが反省し新しい生活を送っていることなどから、検索結果として逮捕歴がウェブサイトに表示され続けることにより、「更生を妨げられない利益」が侵害されていると主張した。そして本件検索結果がインターネット上に公開され続けられれば、知人を含む多くの者に見られる可能性があり、人格権侵害が拡大するとして、Yに対し、人格権（更生を妨げられない権利）侵害に基づく検索結果の削除請求をした。

一審（さいたま地決平27・6・25判時2282号83頁〈参考収録〉）は、Xが既に処分を受け、「一市民として社会に復帰することが期待され」ており、住所の県名と氏名を入力して検索するだけで、3年余り前の逮捕歴が、いつでも簡単に閲覧されて

しまう状況は、Xの「社会生活の平穏が害され更生を妨げられない利益が社会生活において受忍すべき限度を超えて侵害されているといえる」とし検索結果の削除を命じた。

原々審（さいたま地決平27・12・22判時2282号78頁）は、一審決定を認容し、決定理由を補足した。このうち「更生を妨げられない利益」につき、「一度は逮捕歴を報道され社会に知られてしまった犯罪者といえども、人格権として私生活を尊重されるべき権利を有し、更生を妨げられない利益を有するのであるから（略）ある程度の期間が経過した後は過去の犯罪を社会から『忘れられる権利』を有するというべきである。」とした。

原審（東京高決平28・7・12判例誌未掲載（LEX/DB25543332））は、原々審の明示した「忘れられる権利」には法律上の明文根拠がなく、要件や効果も不明確であるとして「人格権に基づく妨害排除請求権として差止請求権の存否について独立して判断する必要はない。」とした。そしてXの削除請求について「犯行はいまだ公共性を失っていないことに加え、本件検索結果を削除することは、（略）当該ウェブページ全体の閲覧を極めて困難ないし事実上不可能にして多数の者の表現の自由及び知る権利を大きく侵害し得るものであること、本件犯行を知られること自体が回復不可能な損害があるとしても、そのことにより相手方に直ちに社会生活上又は私生活上の受忍限度を超える重大な支障が生じるとは認められないこと等を考慮すると、表現の自由及び知る権利の保護が優越するというべきであり、相手方のプライバシー権に基づく本件検索結果の削除等請求を認めることはできない」とした。

これに対し、Xが抗告した。

## 決定の要旨

### 1 前科の性質

「個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は、法的保護の対象となるというべきである」。

### 2 検索事業者による検索結果の提供

「検索事業者は、インターネット上のウェブサイトに掲載されている情報を網羅的に収集してその複製を保存し、同複製を基にした索引を作成するなどして情報を整理し、利用者から示された一定の条件に対応する情報を同索引に基づいて検索結果として提供するものであるが、この情報の収集、整理及び提供はプログラムにより自動的に行われるものの、同プログラムは検索結果の提供に関する検索事業者の方針に沿った結果を得ることができるように作成されたものであるから、検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有する。また、検索事業者による検索結果の提供は、(略) 現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている。そして、検索事業者による特定の検索結果の提供行為が違法とされ、その削除を余儀なくされるということは、(略) 検索結果の提供を通じて果たされている上記役割に対する制約でもあるといえる。」

### 3 検索結果の削除基準

「プライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトの URL 等情報を検索結果の一部として提供する行為が違法となるか否かは、当該事実の性質及び内容、当該 URL 等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該 URL 等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかなる場合には、検索事業者に対し、当該 URL 等情報を検索結果から削除することを求めることがで

きるものと解するのが相当である。」

### 4 本件検索結果の削除の可否

「児童買春をしたとの被疑事実に基づき逮捕されたという本件事実は、他人にみだりに知られたいくない抗告人のプライバシーに属する事実であるものではあるが、児童買春が児童に対する性的搾取及び性的虐待と位置付けられており、社会的に強い非難の対象とされ、罰則をもって禁止されていることに照らし、今なお公共の利害に関する事項であるといえる。また、本件検索結果は抗告人の居住する県の名称及び抗告人の氏名を条件とした場合の検索結果の一部であることなどからすると、本件事実が伝達される範囲はある程度限られたものであるといえる。

以上の諸事情に照らすと、抗告人が妻子と共に生活し、(略) 罰金刑に処せられた後は一定期間犯罪を犯すことなく民間企業で稼働していることがうかがわれることなどの事情を考慮しても、本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない。」

## 判例の解説

### 一 本決定の意義・論点

2000年代に入り、インターネット検索エンジンの検索結果削除請求事件が出現し、現在も増加している。下級審の決定において削除の可否は意見の分かれるところであったが、多くが削除を否定する決定であった。こうしたなか、札幌地決平27・12・7 (Westlaw2015WLJPCA12076001) および本件原々審決定は、削除を認めた。本決定は、検索結果を検索事業者による表現行為とし、一定の条件下においては削除請求に応じなければならないとした初めての最高裁決定であることから、今後の削除請求事件に影響を及ぼすであろう。

本決定は、下級審決定以来注目された事件であった。これは、原々審決定において「忘れられる権利」という目新しい法理論を根拠に検索結果の削除請求を認めたことに一因がある。ところが本決定では、この点には触れなかった。伝統的な不法行為法上のプライバシー理論や、前科公表の理論に即した決定であったといえよう。他方、本事件はインターネット上の前科公表であったため、主に出版物などによる前科公表にはない、特有の問題もあった。本決定が、インターネット検

索結果以外の前科公表をめぐる争いにどの程度影響を及ぼすかについては、今後の展開を見守る必要がある。

このような状況をふまえ、本決定の主な論点は、①検索結果による前科公表がプライバシー侵害を構成するか、②検索事業者が負うべき責任はいかなるものであるか、③検索結果による前科公表がプライバシー侵害であるとするれば、その救済方法として検索結果の削除は可能であるか、である。本論では、前科公表とプライバシー、検索事業者の行為と責任などを中心に検討する。

## 二 検索結果による前科公表とプライバシー

前科は、最判昭56・4・14（民集35巻3号620頁）において、「人の名誉、信用にかかわる事項」であると位置づけられた。伊藤正己判事は「他人に知られたくない個人の情報」であり「最も他人に知られたくないものの一つ」と補足意見を付した。そして、このような事柄ないし情報の公開は法的保護に値する利益であるとした。

他方本決定の原々審決定（さいたま地決平27・12・22判時2282号78頁）において前科公表は、「社会生活の平穏を害されその更生を妨げられない利益」を侵害する行為とした。これは、最判平6・2・8（民集48巻2号149頁）『逆転』事件において示された理論である。

プライバシー侵害様態を類型化したプロッサーの理論からみれば、前科公表では2つのプライバシー侵害様態を見出すことができる。すなわち弁護士前科照会事件は、知られたくない情報の公開というプライバシー侵害様態である。対して原々審決定は、私的領域への干渉というプライバシー侵害様態である<sup>1)</sup>。

本決定では、前科を「個人のプライバシーに属する事実」とし、そのような事実を「みだりに公表されない利益は、保護の対象となる」とした。これは、知られたくない情報の公開である。他方、本決定が用いた「プライバシーに属する事実」がなにを意味するかが判然としない。プライバシーの定義ないし概念について、いまだ明確な意味付けがされていないことを考慮すれば、「プライバシーに属する事実」という語を用いたことに疑問が残る。

この点につき、「プライバシーに係わる情報」の保護とすることにより、人格的利益の保護にお

いては有用であるとする見解がある<sup>2)</sup>。プライバシーは人格権に包含される一利益であるという原則に立てば、より厳密な言い回しが必要であろう。

## 三 検索事業者の行為と責任

検索結果のリストは、サイト利用者の入力した文字列に応じ、コンピューター上の計算式（アルゴリズム）に従って生成される。Yらはアルゴリズムが機械的なものであることから、表現ではないと主張していたが、本決定は、アルゴリズムは検索事業者の方針に沿っていることから、検索結果を検索事業者自身の「表現行為という側面」があるとした。

「側面」としたことから、真正面から表現行為と認めたとはいえ難いようにみえる。はたして、検索結果の作出において、検索事業者が負うべき責任とはどのようなことであろうか。

### 1 検索結果の生成

アルゴリズムの元となるのは、サイト利用者の入力した文字列である。利用者から提示された文字列を検索事業者がアルゴリズムを用いて検索結果を生成し、公表する。

ところで新聞・雑誌の編集者は、記者が取材執筆した記事を、編集する出版物の趣旨目的、出版方針に見合うよう、加筆、修正などをする。出版方針は、出版社や編集者により定められる。検索事業者は、アルゴリズムを設定（プログラム）する際、自動的であっても「検索事業者の方針に沿った結果」が作出されるようアルゴリズムを設定している。このことから検索事業者は、編集権と類似する権限を有していると思われる。判例上、編集者は直接の記事の作成者ではなくとも、表現行為に加担した者として、一定の責任が生じるとされる<sup>3)</sup>。

編集者の責任を考慮すれば、検索事業者によるアルゴリズムは、プログラミングという手を加えているものである。本決定が検索結果を「検索事業者自身による表現行為という側面を有する」とした点は、妥当であったといえよう。他方、アルゴリズム作出に事業者が責任を負うとした場合、その責任の範囲について検討の余地がある。

### 2 責任の範囲

検索結果に対し検索事業者に要求される行為や責任は、削除のみであろうか。本決定が示したように、プログラミングは検索事業者による表現行

為である。編集者をめぐる判例では、編集段階における人格的利益侵害の回避の責任があるとされる<sup>4)</sup>。

検索事業者はプログラミング段階において、人格的利益を侵害するような検索結果を回避する責任までを負うのであろうか。このような責任の可否は、技術的側面の問題でもある。また、事業者において、検索サイト利用者が入力する文字列までを想定することは困難であろう。プログラミング段階における人格的利益侵害を回避する責任は生じないといわざるを得ない。

スニペットにつき、スニペット表示と検索事業者の責任を検討する余地がある。スニペットは、リンク先サイト内にある表現の抜粋であり、検索事業者が当該表現に直接手を加えられない。検索結果のタイトルがリンク先の表現から構成されることを考慮すれば、リンク先の表現をどのように扱うかということを考えざるを得ない。これは検索事業者によるリンク先の選定の問題でもある。仮にリンク先の選定が厳格にされれば、本決定で示されたように、現在のインターネットが果たす大きな役割を阻害するおそれがある。

このようなことから、検索事業者に生じる責任について、削除以外の方法を見出すことは、現段階では困難であろう。

## 四 削除

### 1 削除の基準

本決定が示した検索結果の削除可否は、公表されない利益と公表することの事情の比較衡量により、「公表されない法的利益が優越することが明らかな場合」を基準としている。この判断基準は、ノンフィクション小説による前科公表をめぐる『逆転』事件最高裁判決に類似する<sup>5)</sup>。インターネットであっても、これまでの判断基準を踏襲したものといえよう。

### 2 削除の時期——前科公表期間

本決定では、本件前科公表が「今なお公共の利害に関する事項」であるとした。本件前科公表から本決定までには約6年が経過している。前科が公共の利害とされる期間の基準は明確ではない。

たとえば、事件後3年程度経過した後の前科公表が公共の利害であるとした判例や<sup>6)</sup>、10年後であっても、削除が認められないこともある<sup>7)</sup>。他方、犯罪（強盗殺人ほう助）から20年後の公表

について、既に公益性がないとして、慰謝料請求を認める判例もある<sup>8)</sup>。

インターネット上に公表された情報は、半永久的に存在するという特徴がある。公開された前科が公共の利害ではなくなるにはどの程度の期間を要するかといった、時の経過と公共性の希薄化について今後検討を要するであろう。

## 五 おわりに——残された問題

前科公表は、本事件に始まった問題ではない。前科公表は名誉毀損かプライバシー侵害かという問題は、その救済方法にも影響する問題である。本決定における削除基準は、前述のように『逆転』事件最高裁判決に類似するが、最高裁判決では前科公表がプライバシー侵害であるか否かの言及は避けている。また本件申立人は、プライバシー侵害等に基づく削除請求を行ったものであるが、プライバシー侵害の救済として削除を可能とする法的根拠は未だ不明確である。この点については、インターネットに限定せず、今後も検討の余地がある。

また、インターネットの特性により生じる諸問題について注視する必要もある。たとえば、インターネット上の前科公表は、瞬時に拡散することが予想される。そのような場合、誰を公表者として、削除などの請求をすべきか、すなわち、加害者の特定をどうするかというような問題がある。

本事件は、伝統的な人格的利益の保護と新しい情報技術から生じる問題が混在している。これらを同時並行的に解決することが求められるであろう。

### ●——注

- 1) W.Prosser, 'Privacy', 48 Cal.L.Rev.383(1960).
- 2) 藤岡康宏『民法講義V 不法行為』（信山社、2013年）。
- 3) 大阪高判平 18・4・25 (Westlaw2006WLJPCA04250007) など。
- 4) 東京高判昭 32・10・16 (下民集 8 卷 10 号 1923 頁) では新聞記事の編集者には「記事の正確性真実性に格別の注意を用い、その表現においてみだりに他人の名誉を傷つけないよう配慮する義務」があるとした。
- 5) 最判平 6・2・8 (民集 48 卷 2 号 149 頁)。
- 6) たとえば名古屋地判平 28・7・20 (Westlaw2016WLJPCA 07206013)。
- 7) 東京地判平 25・11・26 (Westlaw2013WLJPCA11268020)。
- 8) 東京地判平 24・12・10 (Westlaw2012WLJPCA12108001)。